

社会福祉法人県央福祉会の会計監査等業務に係るプロポーザル実施要項

1 目的

社会福祉法人県央福祉会（以下「当法人」という。）は、平成29年4月1日施行後の社会福祉法（以下「改正法」という。）第37条の規定に基づき会計監査を導入して参りましたが、事前監査を含め5年間を経過しようしているため、当法人は改めて会計監査人候補者を選定するための業務企画提案書の募集を行うこととします。

2 業務名

社会福祉法人県央福祉会会計監査等業務

3 業務内容

会計監査人業務

改正法等に規定する業務内容を実施すること。

4 契約期間及び監査対象期間

会計監査人業務

令和3年度事業年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）

5 選定委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者を選定するために、「社会福祉法人県央福祉会会計監査人候補者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置します。

6 資格要件・失格事項

(1) 応募資格

次の各号に定める要件をすべて満たす者としてします。

- ① 改正法第45条の2に定める資格を有する公認会計士又は監査法人であり、公認会計士法その他諸法令における欠格事項に該当する者でないこと。
- ② 社会福祉法人の会計監査人としての実績があること。（障害福祉サービス事業所、介護保険事業所、保育園を有する法人の会計監査人の実績があることが望ましい。但し、単独法人にて前記全ての事業を行っていない可）
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等経営に実質的に関与している者でないこと。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とします。

- ① 会計監査等業務企画提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ② 実施要領に示した企画提案に関する要件に適合しない場合
- ③ 提出期限に間に合わなかった場合
- ④ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7 提出書類等

(1) スケジュール

項目	提出期限・日程
応募意思表明書	令和2年11月16日(月)必着
質問受付	令和2年11月16日(月)必着
質問に対する回答	令和2年11月20日(金)
企画提案書提出	令和2年12月4日(金)必着
選定結果通知	令和2年12月18日(金)予定
評議員会における会計監査人の選任	令和3年6月を予定
会計監査業務に係る諸手続き等	評議員会后、速やかに実施

(2) 提出書類一覧

- ① 応募意思表明書
応募を希望する場合は、まず別紙1の「応募意思表明書」を郵送、FAXまたはメールにて提出して下さい。
表明書がない者は審査対象とは認められません。
- ② 提案書7部(うち1部を正本とし、残りは複写で可とします。)
記載事項は選定基準(別紙2)に沿った内容とし、様式は自由です。また、正本には代表者名を記載し、代表者印を押印し、提出期限内に郵送にて提出して下さい。
- ③ 法人等の概要が分かる資料(パンフレット等)7部

(3) 質問受付及び回答

質問事項は、メールにて送付して下さい(形式自由)。質問は内容の類型化および質問者名を匿名化したうえで一括して回答を作成し、全ての応募意思表明書提出者に対してメールにて共通に回答致します。また、公平性の観点から面会及び電話による質問は一切受け付けないものとします。

(4) その他

- ① 提案に係る費用(郵送費等)は提案者が負担してください。
- ② 提出のあった企画提案書等は返却しません。
- ③ 提出期限後の差し替え、追加は認めませんので、あらかじめご了承ください。
- ④ 当法人の決算書類等は当法人ホームページに掲載していますので参照してください。

8 選定及び結果の通知

提出された企画提案書については当法人選定委員会による審査を行います。審査は選定委員会が選定基準(別紙2)に基づき、提案内容を審査し、最も適当と判断される者を会計監査人として選定します。また、選考過程において、応募者にヒアリングを実施する場合があります。

なお、選定結果については応募者全員に書面にて通知します。
審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

9 その他

- (1) 契約はそれぞれ単年度契約となりますが、令和4年度以降については、双方に異議がない場合は、引き続き選任させていただく予定です。
- (2) 但し、3期ないし5期経過した場合は、再度プロポーザルを行う予定です。
- (3) その際のプロポーザルは、再応募を制限するものではありません。

10 問い合わせ・提出先

〒242-0021 神奈川県大和市中心2-4-8 SKビル101
社会福祉法人県央福祉会法人事務局（担当：鈴木）
TEL： 046-200-2888
FAX： 046-200-2884
E-mail : norio.suzuki@tomoni.or.jp